

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月31日
【報告者の名称】	昭和飛行機工業株式会社
【報告者の所在地】	東京都昭島市田中町600番地
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市田中町600番地
【電話番号】	042-541-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 浅 見 勇
【縦覧に供する場所】	昭和飛行機工業株式会社 東京都昭島市田中町600番地 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

（注 1）本書中の「当社」とは昭和飛行機工業株式会社をいいます。

（注 2）本書中の「公開買付者」とは三井造船株式会社をいいます。

（注 3）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注 4）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注 5）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称 三井造船株式会社
所在地 東京都中央区築地五丁目6番4号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、大熊一正氏を除く当社取締役9名の一致により、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び公開買付者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である大熊一正氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における上場は維持される方針です。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要について、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している当社株式10,262,793株（注）（当社が平成25年11月13日に提出した第110期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数33,606,132株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）30.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。））を実質的に所有し、当社を持分法適用関連会社としております。この度、公開買付者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、当社を連結子会社化することを目的として、当社株式につき本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

（注） 公開買付者が三井住友信託銀行株式会社に信託したうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託された当社株式5,131,000株（議決権行使の指図権は公開買付者に留保されております。）に、公開買付者が直接所有する当社株式5,131,793株を加えた株式数です。

本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを目的とするものであるため、買付予定数の下限を8,311,207株（株式所有割合24.73%。なお、本公開買付けにより当該8,311,207株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することとなる当社株式は18,574,000株（株式所有割合55.27%））としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（8,311,207株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら、資本関係を出来る限り強化する方針であるとのことであり、買付予定数の上限を10,000,000株（株式所有割合29.76%。なお、本公開買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することとなる当社株式は20,262,793株（株式所有割合60.29%））と設定しているとのことです。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

なお、後記「(7) 本資本業務提携契約の内容」に記載のとおり、当社は、公開買付者との間で、平成26年1月30日付で本資本業務提携契約を締結し、当社の所有する自己株式のうち1,770,000株（株式所有割合5.27%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。当社は、本資本業務提携契約に基づき、平成26年1月30日開催の取締役会において、当社の所有する自己株式のうち1,770,000株を本公開買付けに応募することを決議し、同日付で当該応募に係る自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

当社及び公開買付者における意思決定に至る過程及び理由

公開買付者は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを企業理念としているとのことです。

この企業理念のもと、船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他IT・サービス関連など広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する“ものづくり企業”として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としているとのことです。

この基本方針に基づき「顧客満足の向上」、「従業員尊重」、「社会の発展への寄与」、「利益追求」を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーに対し企業として存続する価値を評価されるよう努めているとのことです。そのために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持に取り組んでいるとのことです。

公開買付者は、経営環境が大きく変化を遂げる中、経営課題にスピード感をもって対応しなければならない今がまさに正念場という認識のもと、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画（以下「14中計」といいます。）を前倒しで策定しているとのことです。

14中計では、平成29年の公開買付者創立100周年に向けて「新たな100年の礎を築く」をキャッチフレーズとして、「持続的成長と収益安定性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」を目指しているとのことです。ありたい姿を達成するため、（１）製造事業の変革、（２）エンジニアリング事業の拡大、（３）事業参画・周辺サービス事業の拡大という３本の戦略の柱、及び（４）経営基盤の強化からなる基本方針を策定し、グループ総合力やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域の変革による持続的成長基盤の確立と、ビジネスモデルの変革による収益の安定化を推し進めているとのことです。

一方、当社は、昭和12年、東京都昭島市に航空機製造を目的として設立され、昭和36年10月に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。現在は、航空機製造で培った技術と経験を活かして、航空機機装品やタンクローリ等の特殊車両、軽量・強度素材のハニカム等の輸送用機器関連の製造・販売業を営む一方で、広大な社有地を活用したショッピングセンター及び事務所ビル等の不動産賃貸事業並びにホテル、ゴルフ等のホテル・スポーツ・レジャー事業を当社及び子会社８社により展開しております。

当社は、経営ビジョンとして「企業価値の向上」、「安定収益の確保」、及び「企業の社会的責任」を掲げ、「事業構造の転換」及び「競争力の強化」を加速させ、売上高の拡大を伴った利益成長を達成することを基本方針とし、「製造部門の再建」、「不動産部門の収益拡大」、及び「子会社経営体質の強化」を重点課題として進めてまいりました。「不動産部門の収益拡大」につきましても、「草かんむりのまちづくり」構想の推進に向け、道路等のインフラ整備を開始し、第一ステップとしてアウトドア・ライフに特化した商業施設の開発を進めており、着実に前進しています。

また、「子会社経営体質の強化」につきましても、リーマンショック等の影響を受けておりましたが、事業領域の見直し・拡大やコスト削減等の諸施策の実施により業績は回復傾向にあり、経営体質は改善の方向にあります。

一方、「製造部門の再建」につきましても、売上拡大と原価低減等を図ることにより、輸送用機器関連事業セグメントにおきまして、平成20年度の約13億円の損失から、平成24年度には営業損失が約３億円まで減少し、再建まであと一歩のところまで改善しています。

しかしながら、当社を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されることから、「製造部門の再建」を達成するためには、更なる売上高の拡大、コストの削減のための対策を実施することが課題となっております。

公開買付者は、14中計を達成するために様々な検討をしてきたとのことです。その中で、公開買付者は、昭和32年に当社株式を取得して以来、増資等を経て所有株式数を増やしてきた当社との関係を一層強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考えていたとのことであり、平成25年9月頃に、当社株式を追加取得し、両社の企業価値の向上を図ることについて提案し、当社との間で具体的な協議を開始し、継続しておりました。その結果、当社及び公開買付者は、本公開買付けを通じて当社と公開買付者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、当社、ひいては公開買付者グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、公開買付者は、平成26年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本資本業務提携契約を締結することを決定したとのことです。

当社は、不動産賃貸事業セグメントを主軸に公開買付者とは異なるビジネスモデルで安定的な収益を上げていますが、製造部門にあたる輸送用機器関連事業セグメントは損失が続いており、当社が改善策を実施し事業展開しているところです。そこで、今回の公開買付けを通じて両社の資本強化を図り、両社の経営資源を有効的に活用することで、当社の製造部門の再建が加速し、当社の更なる収益の積み上げが図られ、公開買付者にも安定した収益が還元されることが期待できます。

具体的には、当社は、新規事業及び新商品の開発並びに既存商品の用途拡大及び応用製品への展開について、公開買付者が持つ情報や技術及びノウハウを活用することができます。当社の将来的な課題である価格競争力の向上については、公開買付者の生産管理のノウハウの共有による当社の工場生産の効率化や、公開買付者の集中購買のノウハウを利用した当社の調達コストの低減が可能となります。さらに、公開買付者の技術力や公開買付者に寄せられる情報の提供を受けることで、当社の製造分野における新規製品及び事業の創出に関する開発と事業展開の期間短縮への寄与が期待できます。その他にも、公開買付者の支社、支店、子会社等の拠点を活用することで、当社製品の販売拡大に繋げることが可能となると共に、当社の将来的な海外展開においても、公開買付者の海外拠点や人材を活用することで、より円滑な事業推進が可能となると考えております。また、東京証券取引所市場第一部に上場する公開買付者の連結子会社となることで当社の信用力が高まり、今後の不動産業務の収益拡大のための投資資金がより円滑、効率的に調達できることが期待できます。

次に、公開買付者の14中計においても、当社の製造部門である航空機事業やハニカム材料の技術は、公開買付者の既存事業に該当するものがなく、当社が公開買付者グループ傘下に加わることで、14中計の事業領域の変革への足がかりになることが期待できます。また、当社の海運市況に左右されない安定した収益が、公開買付者にも還元されることで、14中計の目指す「収益の安定化」への寄与が期待できます。その他にも当社の製造部門の立て直しを通じて、グループ経営の強化が進展し、14中計の3本の戦略の柱の下支えとなっている「経営基盤の強化」にも貢献することが期待できます。

以上の取り組みを通じ、当社の製造部門における早期の利益貢献に加え、公開買付者と当社との開発ノウハウの共有、共同開発の推進、人材の横断的な活用等を進めることにより、両社の継続的な成長を実現させ、グループ全体における更なる競争力の向上を見込んでおります。このように、当社及び公開買付者は、本公開買付けを通じて、これまでに培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することにより、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。

なお、本公開買付けの成立後には、両社でシナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門において個別に具体的なシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組んでまいります。

また、公開買付者によれば、当社の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付け成立後も当社の現在の経営体制を維持する方針であるとのことであり、現在、公開買付者は、公開買付者が当社に派遣している取締役1名に加えて、当社に新たに役員を派遣する予定はないとのことです。

当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、上記シナジー効果を考慮すると、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、本公開買付けにおける買付予定数の上限は、当社が本公開買付け後も上場を維持するという目的と本公開買付けに応募する当社株主の応募株式を可能な限り多く買い付けるという観点から妥当なものであり、買付予定数の下限は、当社を連結子会社化するという目的から妥当なものであると判断し、上記当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より取得した当社株式に関する株式価値算定書並びに当社及び公開買付者から独立した法律事務所である佐藤総合法律事務所からの法的助言並びに本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を踏まえた上で、大熊一正氏を除く当社取締役9名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議しました。

また、野村證券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社の株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

なお、当社の取締役である大熊一正氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、公開買付者との間で、平成26年1月30日付で本資本業務提携契約を締結し、当社の所有する自己株式のうち1,770,000株（株式所有割合5.27%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。当社は、本資本業務提携契約に基づき、平成26年1月30日開催の取締役会において、当社の所有する自己株式のうち1,770,000株を本公開買付けに応募することを決議し、同日付で本自己株式処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年1月29日に当社株式に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

野村證券により、当社株式の株式価値算定にあたり、採用された手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	1,112円から1,159円
類似会社比較法	1,390円から1,859円
DCF法	1,176円から1,760円

市場株価平均法では、平成26年1月29日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,136円、直近5営業日の終値単純平均値1,112円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,159円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,139円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,127円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,112円から1,159円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,390円から1,859円までと分析しております。

DCF法では、当社より提出された当社に係る事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が第110期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を1,176円から1,760円までと分析しております。

なお、当社が野村證券に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでおりません。事業計画は当社の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡大」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっております。また、当社が野村證券に提出した事業計画においては、本公開買付けにより当社に生じることが期待されるシナジー効果は考慮しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を10,000,000株（株式所有割合29.76%）。なお、本公開買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することとなる当社株式は20,262,793株（株式所有割合60.29%）と設定しているとのことです。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き上場を維持する予定です。また、当社及び公開買付者は、後記「(7) 本資本業務提携契約の内容」に記載のとおり、本資本業務提携契約を締結し、当社の合意なく公開買付者が当社株式の追加取得を行わないことを合意しております。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者が当社株式10,262,793株（株式所有割合30.54%）を実質的に所有し、当社を公開買付者の持分法適用関連会社としていること、及び当社に対して公開買付者から取締役1名（大熊一正氏）を派遣していることを考慮し、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から平成26年1月29日付で当社株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。S M B C日興証券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,127円～1,159円
類似上場会社比較法	1,383円～1,736円
DCF法	1,445円～1,937円

市場株価法では、平成26年1月29日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,127円から1,159円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を1,383円から1,736円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社に係る事業計画を検討の上、平成26年3月期以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,445円から1,937円までと分析しているとのことです。

なお、当社が公開買付者に提出した事業計画においては大幅な増減益を見込んでおりません。事業計画は当社の重要課題である「製造部門の再建」「不動産部門の収益拡大」が数年に亘って実現していくことを反映した計画となっております。また、当社が公開買付者に提出した事業計画においては、本公開買付けにより当社に生じることが期待されるシナジー効果は考慮しておりません。

公開買付者は、SMB C日興証券による当社株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、買収監査（デュー・ディリジェンス）の状況、当社との協議・交渉の結果や、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年1月30日に本公開買付価格を1株当たり1,650円に決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値1,136円に対して45.25%（小数点以下第三位四捨五入、以下本項の割合の数値において同じとします。）、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して42.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,139円に対して44.86%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっているとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年1月29日に当社株式に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない者からの意見の取得

当社取締役会は、当社及び公開買付者との間で利害関係のない佐藤総合法律事務所より、当社が本公開買付けに当社が保有する自己株式を応募するために行う本自己株式処分について、必要性及び相当性に関する意見を取得しております。

当該意見の内容は以下のとおりです。

- (a) 当社が本公開買付けに応募するために本自己株式処分を行い、かつ、本公開買付けに関して賛同意見を表明すること（以下「当社取引」といいます。）の目的は、当社が公開買付者の連結子会社となることにより、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社及び公開買付者における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、当社と公開買付者の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築し、両者の企業価値を向上させる点にあるところ、かかる当社取引の目的には合理性が認められる。
- (b) 上記(a)の目的を達成するためには、公開買付者に対して当社株式を割り当てる必要があるため、本自己株式処分という方法には必要性が認められる。

- (c) 当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としての野村證券より取得した株式価値算定の結果を踏まえた上で、公開買付者と利害関係を有しない役員のみによって当社取引の意思決定を行う予定であり、当社取引の意思決定過程の手續において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない。
- (d) 本公開買付価格は、野村證券による株式価値算定の結果を参考として、当社と公開買付者が対等の立場で交渉を行ったうえで、当該算定結果の範囲内で決定されており、また、本公開買付価格には相当なプレミアムが付加されているため、当社取引における対価には一定の合理性が認められる。
- (e) 以上より、本自己株式処分には必要性があり、また、本自己株式処分の意思決定過程及び条件には不合理な点は認められないため、相当性も認められる。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、大熊一正氏を除く当社取締役9名の一致により、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である大熊一正氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募につき適切な判断の時間と機会を確保することを可能とするとともに、公開買付者以外の者が対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の者による対抗的な買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、当社及び公開買付者は、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特に本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

(7) 本資本業務提携契約の内容

当社は、平成26年1月30日付で、公開買付者との関係強化を図ることを目的として、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

目的

公開買付者が本公開買付けを実施することによって、公開買付者が当社を連結子会社とした上で、当社及び公開買付者が保有する経営資源を相互に有効活用することで事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする。

資本業務提携の内容及び方法

一定の条件のもと本公開買付けを実施し、当社を公開買付者の連結子会社とする。

上記 記載の目的を達するため、当社及び公開買付者は、下記 記載の内容に従い、業務提携を行う。

上記 記載の目的を達するため、公開買付者は、下記 記載の内容に従い、当社に対して役員を派遣する。

本公開買付けの実施、本公開買付けへの賛同等

公開買付者は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

当社は、一定の条件のもと本公開買付けにつき賛同の意見表明（本公開買付けの価格に関する意見を含む。）の取締役会決議を行い、当該賛同決議について適時に公表及び法定書類の提出を行う。

当社は、公開買付期間中、当該賛同決議を変更又は撤回しない。但し、公開買付期間中に公開買付者以外の者による当社株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合で、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが当社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となる可能性が高いと賛同決議に参加した当社の取締役全員が合理的に判断し、かつ、当該判断に資する弁護士（同種の取引において十分な知見と経験を有する弁護士に限る。）の意見を取得した場合に限り、当社は賛同決議を変更又は撤回することができるものとする。なお、当社は、本資本業務提携契約締結日以降本公開買付けの決済開始日までの間に、公開買付者以外の者による当社株式に対する対抗的な公開買付けに関する提案又は勧誘等を受けた場合には、直ちに公開買付者に対してその事実及び当該提案の内容を通知するものとし、公開買付者が当該提案又は勧誘等に対して、新たな提案等を行うために十分な機会を付与しなければならないものとする。

自己株式の応募

当社は、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の前日において当社が保有する当社株式のうち1,770,000株を、本公開買付期間中に応募するとともに、応募をすることが法令若しくは司法・行政機関等による命令等に対する違反を構成する場合又は本資本業務提携契約上賛同決議の撤回が認められる場合を除き、応募の撤回をせず、かつ、かかる応募のために法令上、また当社が上場する金融商品取引所の規則上、必要となる一切の手続（自己株式の処分に係る手続を含む。）を適時・適切に履行する。

業務提携の内容

当社及び公開買付者は、本資本業務提携契約に基づく提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、相互に、実務上、可能な限り、最大限の努力を行う。

当社及び公開買付者は、お互いに相手方のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、それぞれの事業領域で考え得るシナジーを追求するため、生産管理のノウハウの共有、販路・販売インフラの共有、商品開発、調達、物流をはじめ、業務提携を実施するものとし、具体的な内容を検討するために、本公開買付けの決済完了後、速やかに、両社による会合を開催する。

役員の派遣

公開買付者は、本公開買付けの決済完了後、当社の取締役1名を指名することができ、以後、取締役の指名に関して変更を行う場合には、当社との間で事前に協議する。

事前承認事項・報告事項

当社は、本公開買付けの決済完了後に、次の各号に定める事項を決定する場合には、その内容につき公開買付者との間で協議するものとし、事前に公開買付者の書面による承諾を得るものとする。

- (a) 新株式の発行又は自己株式の取得若しくは処分
- (b) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- (c) 資本金の額の減少若しくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加若しくは準備金の額の増加
- (d) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業の譲渡又は譲受け

当社は、本公開買付けの決済完了後に、法令又は当社の定款その他の社内規程により株主総会決議が必要とされる事項を決定又は実施しようとする場合には、事前に公開買付者に対してその旨を書面で報告する。

当社の独立性維持

当社及び公開買付者は、合理的な理由がある場合を除き、本公開買付け後も当社が上場会社としての自主的な経営を尊重することを相互に確認する。

株式譲渡等

公開買付者は、本公開買付けの決済完了後に、当社株式を追加取得し、又は、本公開買付けにより取得した当社株式を第三者に譲渡しようとする場合には、事前に当社と協議を行うものとする。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏 名	役 名	職 名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
酒巻 三郎	代表取締役社長	—	9,000 (326)	9
守屋 正	専務取締役	社長補佐、新規事業管掌	6,000 (871)	6
白上 廣昭	常務取締役	管理本部長兼監査部門、調達部門 及び労政担当	11,000 (635)	11
長村 安正	常務取締役	輸送・機器事業本部長兼技術開発 部門担当	10,000	10
福持 克之助	常務取締役	リアルエステート事業本部長	3,000 (741)	3
齋藤 一	取締役	輸送・機器事業本部副本部長兼 同生産事業部長	4,000	4
矢村 進	取締役	輸送・機器事業本部副本部長兼 同開発事業部長	5,000	5
田沼 千明	取締役	管理本部副本部長兼同経営企画部長	3,000 (487)	3
平畑 文興	取締役	—	—	—
大熊 一正	取締役	—	—	—
猪野 修一	常勤監査役	—	7,000 (896)	7
松浦 明人	常勤監査役	—	3,000	3
針ヶ谷 博	監査役	—	—	—
計			61,000 (3,956)	61

(注) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注) 所有株式数の()内の数は、当社株式の株式累積投資における各役員の持分に対応する株式数(小数点以下切捨て。)を所有株式数と区分して記載したものです。

(注) 平畑文興及び大熊一正は、社外取締役であります。

(注) 松浦明人及び針ヶ谷博は、社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上